

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための 環境省設置法等の一部を改正する法律(案)(原子力組織制度改革法(案))

1 趣旨

原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、環境省に原子力規制庁を設置する等関係組織の再編及びその機能強化を行うとともに、今般の原子力発電所の事故を踏まえ、原子力安全に係る規制及び制度の見直しを行う。

2 概要

(1) 環境省等関係組織の再編及び機能強化

- 環境省に原子力規制庁を設置
 - ・ 原子炉等の安全のための規制の一元化
 - ・ 原子力事故時の災害防止の任務の明確化
- 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置
 - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況、事故の原因を調査
 - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告
- 放射線審議会を文部科学省から原子力規制庁に移管
- (独)原子力安全基盤機構の移管、(独)放射線医学総合研究所の一部共管化

(2) 原子力安全のための規制や制度の見直し

- 原子炉等規制法の改正
 - ・ 重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限 等
 - ・ 発電用原子炉施設の安全規制体系見直し(電気事業法との関係整理)
- 原子力災害対策特別措置法の改正
 - ・ 原子力災害予防対策の充実
 - ・ 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
 - ・ 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化
 - ・ 原子力防災指針の法定化

3 施行期日

- 平成24年4月1日
- 原子炉等規制法の改正等による安全規制の見直しの一部については、公布日から10月内又は1年3月内で政令で定める日
- 原災法改正の一部については公布日から6月以内で政令で定める日

4 原子力安全調査委員会設置法(案)との関係

- この法律と原子力安全調査委員会設置法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための
環境省設置法等の一部を改正する法律案により改正される法律

- 環境省設置法
- 国家行政組織法
- 原子力基本法
- 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 放射線障害防止の技術的基準に関する法律
- 電気事業法
- 環境基本法
- 原子力災害対策特別措置法
- 独立行政法人放射線医学総合研究所法
- 循環型社会形成推進基本法
- 独立行政法人原子力安全基盤機構法
- 特別会計に関する法律

その他附則改正が想定される主な法律は以下のとおり

- 内閣府設置法
- 文部科学省設置法
- 経済産業省設置法
- 国土交通省設置法

原子力安全調査委員会設置法(案)

1 趣旨

原子力利用における安全の確保に関する事項について調査すること等により、原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省の原子力規制庁に、原子力安全調査委員会を設置する。

2 概要

(1) 原子力安全調査委員会の所掌事務、組織等

- 原子力安全調査委員会の所掌事務
 - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況の調査
 - ・ 原子力事故等の原因・被害の原因を究明するための調査
 - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に対する勧告等
- 原子力安全調査委員会の組織
 - ・ 委員5名で構成
 - ・ 委員は両議院の同意を得て、環境大臣が任命
 - ・ 専門事項の調査のため、専門委員を任命
- 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長等に対し、資料・情報提供等の必要な協力を求めることが可能

(2) 原子力事故等調査

- 関係者からの報告聴取、立入検査、物件提出命令等の権限を付与。環境大臣に対し、必要な援助を求めることが可能。
- 調査報告書は公表。必要に応じ、環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告

3 施行期日

- 平成24年4月1日
(委員の任命のための両議院の同意に係る部分は公布の日から施行)

4 原子力組織制度改革法(案)との関係

- この法律と原子力組織制度改革法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

原子力安全規制組織等の再編及び機能強化

1. 規制と利用の分離

- (1) 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、環境省の外局として原子力規制庁を設置。「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、国家行政組織法、経済産業省設置法)
- (2) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。(原子力基本法)
- (3) 原子炉等規制法の目的規定から、原子炉等の利用が計画的に行われることを確保することを削除するとともに、原子炉の設置の許可等の基準のうち、原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、原子力の安全の確保を図ることが主たる目的であることを明確にする。(原子炉等規制法)
- (4) エネルギー対策特別会計に、「原子力安全規制対策」を新設。原子力安全の確保を図るための財政上の措置の経理区分を明確化する。(特別会計に関する法律)

2. 原子力安全規制組織の一元化

- (1) 文部科学省、経済産業省及び国土交通省が所掌する原子力安全規制に関する事務を一元化する等して「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、文部科学省設置法、経済産業省設置法、国土交通省設置法)
- (2) 文部科学省から放射線審議会に係る業務を環境省に移管する。
(環境省設置法、文部科学省設置法、放射線障害防止の技術的基準に関する法律)
- (3) 独立行政法人原子力安全基盤機構の所管を環境省に移管し、機構の目的として原子力災害の予防等に関する業務を行うことを明確化する。
(独立行政法人原子力安全基盤機構法)

- (4) 独立行政法人放射線医学総合研究所の業務のうち、原子力事故に由来する放射線の人体への影響等に係るものについて、環境省の共管とする。
(独立行政法人放射線医学総合研究所法)
- (5) 原子力委員会から核セキュリティに関する事務の調整機能を移管する。(環境省設置法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法)
- (6) 環境大臣は、原子力の安全の確保のために特に必要があるときには、原子力の安全の確保に関する施策の実施について関係行政機関の長に勧告できることとする。(環境省設置法)

3. 独立性の確保

- (1) 原子炉等の規制に係る行政判断を行う権限は、原則として環境大臣から原子力規制庁長官に委任する。(原子炉等規制法)
- (2) 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置し、原子力規制庁による規制の実効性や原子力事故の際の原因究明等の調査を行う。
(原子力基本法、環境省設置法、原子力安全調査委員会設置法)
- (3) 原子力安全調査委員会に、原子力の安全を確保するために必要な場合の勧告権等を付与する。(原子力安全調査委員会設置法)

4. 環境省における対応

- (1) 放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とする。(環境基本法)
- (2) 放射性物質及びこれによって汚染された物について、循環型社会形成推進基本法の適用の対象とする。(循環型社会形成推進基本法)
- (3) 環境省の副大臣、政務官の定数をそれぞれ二名とする。(国家行政組織法)

原子力安全規制の転換

1. 原子力基本法の見直し

- (1) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。
- (2) この基本方針を踏まえて、原子力安全調査委員会は、原子力安全の確保に関する規制等に関し、その実施状況を調査し、その結果に基づき、必要があると認めるときは環境大臣又は原子力規制庁長官に勧告等を行う。

2. 原子炉等規制法の見直し

(1) 重大事故対策の強化

原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う所外への放射性物質の異常放出といった災害の防止が含まれること、及び発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故対策も含まれることの明確化を行う。

また、規制上一律に定める安全上の要求内容に加えて、事業者自らが原子力施設の安全性評価を行い、その内容を公表させる制度を導入する。

(2) 事後規制の許可済施設への適用等

許可済みの原子炉施設等に対して、最新の知見を踏まえた新たな基準が定められた場合にも、当該基準に適合させる制度を導入する。

また、安全性の向上に繋がる技術の発電用原子炉施設等への着実な導入を促進するため、安全性を向上させる設備の改善、増設等について、許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式承認制度を設けるとともに、発電用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかなものについて、届出制度を導入する。

(3) 運転期間の制限等

発電用原子炉を運転できる期間を、使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとする。

(4) 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

発電用原子炉施設について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、元來電気事業法の規制の下にあった発電用原子炉施設についての規定を原子炉等規制法に新設する等、所要の整理を行う。

(5) その他

① 災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入

災害が発生した施設について、原子炉等規制法第64条の応急措置を講じた後、廃止措置等を講ずるまでの間更なる災害の防止又は核物質防護の観点から、当該施設を特定原子力施設に指定し、実施計画の策定・認可を義務づけ、当該計画に沿った措置を講ずることを義務づける。

② 審査専門委員の設置

原子炉の設置の許可等に当たって、高度な専門技術的知見を踏まえ適切な判断を行うため、原子力規制庁に審査専門委員を置く。

③ 設計及び工事の段階への品質保証の導入等

原子炉施設等の設計及び工事の段階から原子炉設置者の品質管理体制等について確認すべく、工事の計画の方法の認可基準に追加する。

また、原子力施設の設備の製造を行う者等に対し、必要に応じて立入検査を行うことができる制度を導入する。

④ 事業者の取組責任の明確化

原子力事業者等は、原子力災害の防止に関し、必要な措置を講ずる責務を有することを明確化する。

原子力災害対策特別措置法の改正

1. 原子力災害予防対策の充実

(1) 原子力事業者の防災対策・訓練の強化

原子力事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令することができることとし、違反した場合の罰則等も措置する。

(2) 原子力災害対策重点区域(いわゆるEPZ)見直しへの対応

原子力事業者が防災業務計画の協議や事故事象の通報等を行うべき関係周辺都道府県知事の要件を改正する。

2. 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化

(1) 副本部長・本部員の増員

全ての国務大臣を本部員とし、副大臣のみならず大臣政務官も本部員に任命可能とするとともに、本部長(内閣総理大臣)を支える副本部長(環境大臣)も増員可能にする。

3. 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化

(1) 原子力災害対策本部による事後対策の推進

原子力緊急事態解除後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策の推進のための本部長による各省・自治体等への指示権等を確保する。

(2) 市町村長による避難指示等の存置

残留する放射性物質から住民の安全を確保するため、市町村長による避難指示や立入制限等を行うことができることとする。

4. 原子力防災指針の法定化

環境大臣による原子力防災指針の策定を法定化し、各府省・自治体等による原子力災害対策の実施に係る専門的・技術的事項を規定する。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件

1 趣旨

産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、産業保安監督部の支部及び産業保安監督署の設置に関し、地方自治法の定めにより国会の承認を求めるもの。

2 概要

(1) 産業保安監督部等の設置

- 現在、原子力安全・保安院に、各地域において火薬、高圧ガス、鉱山等の産業保安に関する業務を行う組織として、
 - ・産業保安監督部（北海道、関東東北、中部近畿、中国四国、九州）
 - ・那覇産業保安監督事務所
 - ・産業保安監督部の支部（東北、近畿、四国）
 - ・産業保安監督署（釧路、北陸）が設置されているところ
- 原子力安全・保安院の廃止による組織再編に伴い、これらの組織を、経済産業省の地方支分部局として改めて設置（原子力組織制度改革法(案)の附則にて措置）

(2) 国会の承認について

- 上記の産業保安監督部等の設置については、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、その名称、位置及び管轄区域について、国会の承認が必要

3 原子力組織制度改革法(案)との関係

- 本承認は、原子力組織制度改革法(案)の附則により設置される産業保安監督部等について、地方自治法の規定により承認を求めるものであり、一体不可分のもの